

【TOPICS】

- ・『藩老桑折氏武家長屋門』の修理工事について
- ・『宇和島城』の樹木整理について
- ・『伊予神楽』と『吉田祭のお練り行事』がユネスコ無形文化遺産へ
- ・重要文化財『宇和島城天守』に落書き被害



uwajima

うわじま 文化財だより

2026. 3



これまでも宇和島城内で発生した倒木や倒木になりそうな危険な樹木を、石垣などの文化財を傷つけないよう、伐採してきました。
令和8年度からは、計画的に樹木整理をすすめていきます。

【右：令和7年実施の危険木伐採作業】



国史跡「宇和島城」を未来へ

◆『藩老桑折氏武家長屋門』の修理工事について

北側登城口にある市指定有形文化財（建造物）『藩老桑折氏武家長屋門』を令和8年3月から令和9年3月にかけて修理します。

修理は屋根や漆喰壁を解体する半解体工事で行い、地盤沈下が発生しているため地盤改良も行う予定です。また、地盤改良に際しては発掘調査も実施します。

工事や発掘調査については状況に応じて説明会等も行う予定です。屋根の解体など、作業に伴い通行制限等を行う可能性がございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



現在の藩老桑折氏武家長屋門

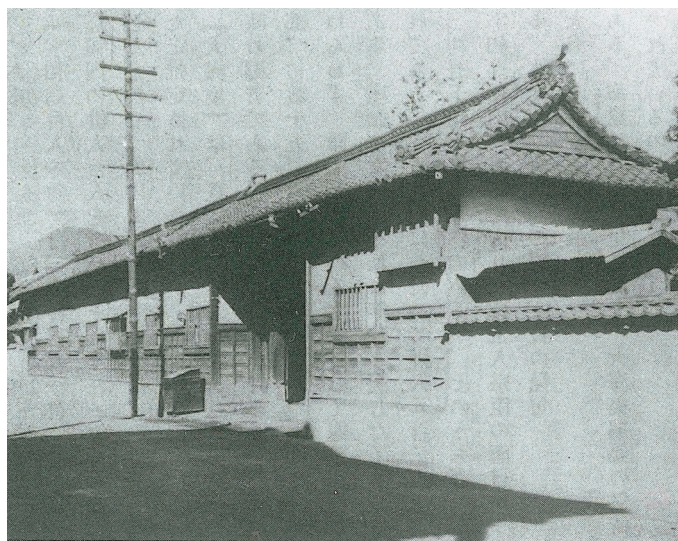
【藩老桑折氏武家長屋門 宇和島市有形文化財 昭和38年2月11日指定】

宇和島藩の家老桑折氏の屋敷地にあった長屋門です。昭和27年、戦後の復興事業に伴う道路拡張に伴って撤去せざるを得なくなり、桑折氏から寄附を受けて現在の位置に移転されました。

詳細な建築年代は不明ですが、^{げんろく}元禄16年以後の桑折氏が屋敷替えとなった際のものではないかと推測されています。宇和島城下では、移築ではあるものの、武家長屋門の唯一の現存事例となります。

移転される前は^{けたゆき}桁行が35mありましたが、移転時に門番などの居住空間として使用されていた左側の部屋が大幅に撤去され、現在では約半分の15mになっています。また、右側にあった部屋はもともと馬小屋であったと考えられていますが、移転に際して居住部屋へと改造されています。

昭和57年に修理していますが、屋根の葺き替えや土壁の補修など、小規模なものでした。



移築前の藩老桑折氏武家長屋門

【工事のスケジュール】

令和7年度	令和8年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
仮設・解体工事			地盤改良工事			躯体工事				内外部仕上げ		外構工事

※工事の進行に伴い前後する可能性があります。

そして皆さんの安全を守るために

◆『宇和島城』の樹木整理について

築城から400年以上が経過した今、この貴重な文化財を未来へ引き継ぐとともに、宇和島城を訪れる方たちの安全を確保するため、令和8年度から3か年計画で、計画的に樹木整理を進めていきます。

1. なぜ、樹木の整理が必要なのか？

「文化財の保護」と「防災・減災」の2つの目的で実施します。

【貴重な文化財（石垣等）の損壊防止】

現在、城内では長年成長した樹木の根が石垣の内部に深く入り込んだり、^{やぐら}櫓などの建物の基礎石や道の石段を押し上げたりして、直接的に史跡を破壊している事例が多数確認されています。このまま放置すると石垣の崩落など文化財の損壊を招き、国史跡としての価値を失うだけでなく、大規模な事故につながる恐れがあります。

【防災・減災と、登城者の皆さんの安全確保】

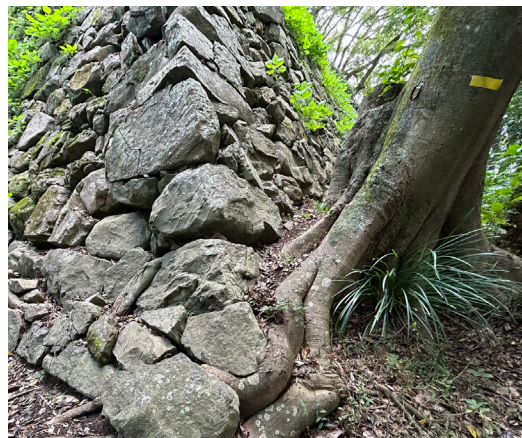
近年、全国的に局地的な豪雨や台風による自然災害が激化しており、斜面の崩落などへの警戒が高まっています。これは、宇和島城にとっても例外ではありません。大きく成長しすぎた樹木は、強風にあおられたり、雨を含んで重くなったりすることで、斜面や石垣ごと崩落するリスクを高めます。登城される皆さんの安全を確保し、土砂災害から周辺住民の皆さんと城山を守るための「防災」の観点からも、危険な樹木の除去が急務となっています。

2. 本丸のサクラについて

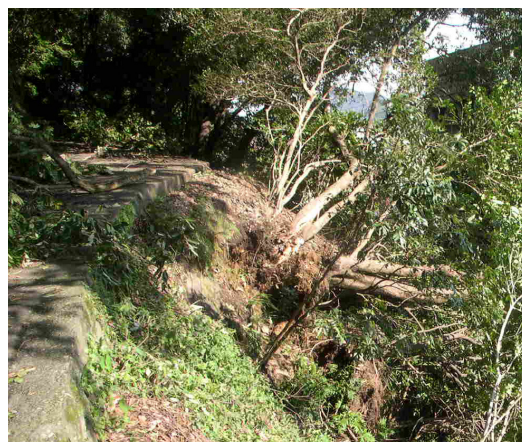
春の風物詩として愛されている本丸のサクラですが、その一部が整理の対象となります。これは、「すでに石垣や櫓の礎石を破壊しているもの」「倒木や崩落の危険性が高いもの」に限定したものとなりますので、ご理解ください。

3. 事業の概要について

整理した樹木を出来る限り城外に搬出できるように、そして史跡へのダメージを最小限に抑え、安全に作業できるように、有識者の意見を聞きながら、準備を進めています。ワイヤーを張って木材を運び出す「索道」の設置など、作業環境を整えてから、令和8年度の下半期には実際の整理にかかる予定です。まずは本丸周辺から作業をはじめます。



樹木の根で損壊している石垣



台風により発生した倒木



サクラで損壊している本丸の建物跡

『伊予神楽』と『吉田祭のお練り行事』がユネスコ無形文化遺産へ

令和7年11月に令和7年度のユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への提案案件が決定しました。新規提案は「神楽」及び「温泉文化」、拡張提案は「山・鉦・屋台行事」他2件です。『伊予神楽』は「神楽」の構成要素の一つとして、『吉田祭のお練り行事』は「山・鉦・屋台行事」の構成要素に追加する形での提案となります。

登録が決定すると、愛媛県では初、四国では香川県・徳島県の「風流踊」に続く事例となります。

【ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）とは】

世界遺産条約が昭和47年11月にユネスコで採択されてから、有形の文化・自然遺産については保護がなされてきました。しかし、この条約では伝統的な音楽や舞踊、演劇、祭礼、工芸技術などの形を伴わない文化については保護の対象となっていなかった。そこで、これらの大切な文化を次の世代へ伝えていくため、「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」が、平成15年10月のユネスコ総会において採択されました。

無形文化遺産保護条約は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」などを作成するなどの国際的な保護措置について定めています。令和8年2月現在、日本からは23件の無形文化遺産が「代表一覧」に記載されています。



「神楽」（伊予神楽）の予定

- ・令和8年3月頃
ユネスコ事務局に提案書を提出
- ・令和10年11月頃
評価機関による勧告
- ・令和10年12月頃
政府間委員会において審議・決定



「山・鉦・屋台行事」（吉田祭のお練り行事）の予定

- ・令和8年3月頃
ユネスコ事務局に提案書を提出
- ・令和9年11月頃
評価機関による勧告
- ・令和9年12月頃
政府間委員会において審議・決定

重要文化財『宇和島城天守』に落書き被害

令和8年2月17日に、宇和島城天守玄関の上がり框で落書きが発見されました。文化財を傷つけたり、破損したりした場合は、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例に基づく罰則が科されることがあります。

文化財は一度失われてしまえば、取り戻すことのできない貴重な国民共有の財産です。宇和島城天守だけでなく、文化財を見学する時は、傷つけたり、汚したりしないように注意していただき、**意図的にそのような行為は絶対にしないでください。**



天守の落書き文字